

Clear Sky サポーター登録事務局規程

(制定) 令和元年6月6日付 31環改計第140号

(改訂) 令和4年6月20日付 4環改計第125号

(名称及び趣旨)

第1条 この規程は、Clear Sky サポーター登録規程第3条第2項及び Clear Sky 応援個人サポーター登録規程第3条第2項に基づき、Clear Sky サポーター登録事務局（以下「事務局」という。）の組織、運営及び事務の手續に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織構成)

第2条 事務局に事務局長を置き、東京都環境局環境改善部計画課長をもって充てる。

2 事務局に事務長を置き、事務局長は期限を定め事務長を任命することができる。

3 事務長は、前各項に定めるもののほか、特に必要と認めるときは、事務局員を任命することができる。

(職 務)

第3条 事務局長は、事務局を統括し、Clear Sky サポーター登録及び Clear Sky 応援個人サポーター登録（以下「登録」という。）事務を行う。

2 事務局長は、事務局に事務長を置いた場合にあつては、事務長をして登録事務を行わせることができる。

(所掌事務)

第4条 事務局の登録事務は次の各号のとおりとする。

- 一 登録申請の受付及び審査
- 二 登録証明書及び Clear Sky サポーターロゴマークの交付
- 三 登録を受けた事業者等に係る情報管理
- 四 登録申請等に係る問合せへの対応

(使用印)

第5条 使用印の名称、書体及び寸法並びに使用印管理者は、別表1のとおりとする。

2 使用印の調製、改刻及び廃止は、事務局長がこれを行う。

3 使用印管理者は、使用印台帳を備え、整理し、前項の規定により使用印を調製、改刻又は廃止したときは、使用印台帳に必要な事項を記入しなければならない。

(その他)

第6条 本規程に定めるもののほか、事務局の組織及び運営並びに事務の執行手續に関し

必要なことは、事務局長が別に定める。

附 則

この規程は、決定の日から施行するものとする。

附 則（令和4年6月20日付4環改計第125号）

この規程は、令和4年6月20日から施行する。

別表1（第10条関係）

名称	寸法	書体	印影	使用印管理者
Clear Sky サポーター登録事務局長之印	方27ミリメートル	てん書	 The seal impression is rectangular with a double-line border. The text inside is arranged vertically: 'Clear Sky' at the top, 'サポーター登録' in the middle, and '事務局長之印' at the bottom.	事務局長